

電子公告に関する法務省令案の概要

第1 概要

この省令は、電子公告調査に関する下記の事項その他の事項を定めるものとする。

- ・ 電子公告調査を求める方法
- ・ 電子公告調査を行う方法
- ・ 調査結果通知の方法
- ・ 調査記録簿の記載

第2 重要な項目とその内容

現行の電子公告規則（平成17年法務省令第3号）と同内容を規定したものである。